令和4年度補正予算「中小企業イノベーション創出推進事業」（国土交通省）

公募に関するQ＆A

最終更新日：令和5年9月13日

No.	資料箇所	質問	回答
1	公募要領p9	コンソーシアム構成員は補助事業総額の10%以上の再委託を受け連携協定を締結するとあるが、委託費が補助事業総額の10%を超えた場合には必ずコンソーシアム構成員とする必要があるか。	補助事業総額の10%を超える委託を行う場合には、須らくコンソーシアム構成員とし、連携協定書を提出いただきます。
2	交付提案書p22	連携協定書のひな型はあるか。	交付提案書P22をご活用ください。
3	公募要領p6、7	実証を行う際のフィールドは海外でもよいか。国内を想定されているか。	原則国内フィールドでの実証を想定しています。
4	公募要領p19	本事業によって得られた知的財産権は誰に帰属するか。	本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助事業者に帰属します。
5	公募要領p7	「2023～25年度：要素技術確立（実験環境での検証含む）（TRL5）」の実験環境について、補助事業者が仮設施設を準備しそこで検証すると理解しているが（直接経費の項目に①仮設施設工事費とあるため）、正しいか。	ご認識の通りです。
6	公募要領p7	「2026年度以降、空港現場フィールド検証の実施」となっているが、今回の応募時点で、検証する空港を特定しておく必要はあるか。	今回の応募時点で、検証する空港を必ずしも特定しておく必要はありません。
7	公募要領p9	令和4年度補正予算「中小企業イノベーション創出推進事業費補助金」(国土交通省)の異なる2つの分野において、別の立場（代表者と共同提案者）で応募することは可能か。	研究開発内容が異なるものであれば問題ありません。
8	公募要領p5、6	テーマ①ではAUV,ROVを用いた矢板等の港湾構造物の肉厚測定に絞っているが、既に一部企業において実用化されている。なぜテーマとして設定しているのか。 （参考） https://drone-journal.impress.co.jp/docs/news/1184123.html https://sekido-rc.com/?pid=170832170	今回の補助事業では、公募資料に記載のとおり、AUVを用いた技術開発・実証については、「従来、点検作業員や潜水士が目視で実施してきた点検診断をAUV航行により得られた各種データ（点検調査実施前の調査対象施設の設計・施工等情報も含む）の活用により、極力、人の介在・関与を減らした効率的な手法」を公募対象としており、必ずしも対象を肉厚測定に限定はしておりません。 また、ROVを用いた技術開発・実証についても、「従来、潜水士が調査対象位置まで潜り、直接現場で作業を行ってきた調査（ROVを調査対象に固定した上での鋼部材の肉厚測定等）を、ROVの活用によりに遠隔操作・自動化等で代替できるような手法」を公募対象としており、調査内容として例示しているものの、必ずしも公募対象を肉厚測定に限定はしておりません。（公募要領1.(2)参照）
9	公募要領p5、6	「補助対象業者は採択金額の8倍以上の売り上げ増加額を事業終了後、5年以内に計上することとする。」とあるが、達成できなかった場合のペナルティはあるか。	応募の採択において、売上拡大、収益性確保等のビジネスモデル優位性や、社会実装の実現性、プロジェクト成果の自社ビジネスへの効果等も審査対象になります。（公募要領p21参照） また採択後のフォローアップ委員会においては、開発する製品・サービスの社会実装を見据えたロードマップの検討・策定・進捗管理が行われます。（公募要領p12） ステージゲート審査委員会の評価によっては実証計画の見直し等の要求がなされる場合もあります。（公募要領p12参照）
10	公募要領p9	学術機関と共同して提案を考えているが、代表スタートアップが補助率100%の補助金を受けて、その補助金による再委託でよいか。	質問No.1をご参照ください。 加えて、再委託額が総事業費（又は直接経費）の50パーセントを超える場合には、国土交通大臣の承認等所定の手続きが必要になります。 また、事業の企画・運営など事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる業務を再委託することはできません。（公募要領p9、11、14、15、16、17参照）